８　日中一時支援事業実施要領

（目的）

第１条　日中一時支援事業（以下「事業」という。）は，障害者または障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより，障害者等に日中活動の場を提供し，見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練等を行うとともに，障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を得ることにより，障害者等の福祉の推進を図ることを目的とする。

（事業の実施等）

第２条　市長は，事業の実施を，次の各号に掲げる者に指定することができる。

(1) 法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者

(2) 別紙「事業者が満たすべき基準について」に掲げる基準（別紙第３条第２項に規定する基準を除く。）を満たし，市長が必要と認める者

２　第４条第２項に規定する医療的ケアの実施は，前項の規定により事業の実施者で別紙「事業の実施者が満たすべき基準について」第３条第２項に規定する者に指定することができる。

（利用対象者）

第３条　事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は，函館市に居住地を有する，次の各号に掲げる者をいう。ただし，第１号および第３号については，介護保険の被保険者で介護保険サービスを利用できる者は除くものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者

(2) 知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者のうち，１８歳以上の者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５条に規定する精神障害者のうち，１８歳以上の者（前号に該当す

る者を除く。）

(4) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条第２項に規定する障害児のうち，身体障害児，知的障害児，精神障害児

（利用の申請等）

第４条　事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は，別記第１号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

２　前項の場合において，事業の利用に係る者（１８歳未満の者に限る。）が次の各号に掲げる医療的ケアを受ける必要があるときは，申請者は，別記第２号様式の指示書を市長に提出しなければならない。

(1) 吸引（口腔内，鼻腔内，気管カニューレ内）

(2) レスピレーター（人工呼吸器）の管理

(3) 0 吸入およびＳｐ0 （経皮的動脈血酸素飽和度）の管理

(4) 経管栄養（経鼻，胃ろう）

(5) 導尿

３　市長は，第１項の申請があったときは，申請者およびその者の属する世帯の状況その他必要な事項について調査し，利用の可否，利用量および利用内容を決定し，利用を認める決定をしたときは別記第３号様式の，利用を認めない決定をしたときは別記第４号様式の通知書により，当該申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第５条　前条の規定により事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が，地域生活支援事業の種類や利用料等を変更しようとするときは，別記第５号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

２　市長は，前項の申請があったときは，変更の可否を決定し，変更を認める決定をしたときは別記第６号様式の，変更を認めない決定をしたときは別記第４号様式の通知書により，当該利用者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第６条　利用者は，次に掲げる事項に該当するときは，別記第７号様式の届出書により，市長に届け出なければならない。

(1) 利用者の氏名および居住地等に変更があったとき

(2) 死亡，転出等により利用の廃止をするとき

（利用決定の取消し）

第７条　市長は，利用者が次の各号のいずれかに該当するときは，第４条第３項の規定による利用決定を取消すことができる。

(1) 事業の対象者でなくなったとき

(2) 不正または虚偽の申請により利用決定を受けたとき

(3) その他市長が利用を不適当と認めたとき

（利用の方法）

第８条　利用者が事業を利用しようとするときは，第２条の規定により事業の実施の指定を受けた者（以下「事業者」という。）に依頼するものとする。

２　利用者は，定められた利用決定量の範囲内で事業を利用できるものとする。ただし，この場合において事業を利用した量は，事業を利用した時間（以下「所要時間」という。）に応じて１日に次の割合を乗じた日数で算定するものとする。

(1) 所要時間４時間未満の場合は，１００分の２５

(2) 所要時間４時間以上８時間未満の場合は，１００分の５０

(3) 所要時間８時間以上の場合は，１００分の７５

（実費負担等）

第９条　利用者は，サービスの提供に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，利用者が負担することが適当と認められるものの費用の額を事業者に支払うものとする。

（利用料）

第10条　第２条の規定により事業の実施する場合，市長は，事業を実施した事業者に，利用料として別表に掲げる金額から函館市障害者地域生活支援事業実施要綱第４条第１項第３号に規定する額を差し引いた額を支払うものとする。ただし，単価に１０円未満の端数がある場合は，その端数を切り捨てて算定するものとする。

（補則）

第11条　この要領に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要領は，平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２３年８月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２８年１月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

1　この要領は，令和４年４月１日から施行する。

2　この要領の施行の際現に改正前の別記第１号様式，別記第２号様式，別記第５号様式および別記第７号様式の規定に基づき提出されている申請書等は，改正後の別記第１号様式，別記第２号様式，別記第５号様式および別記第７号様式の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

附　則

この要領は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

1　この要領は，令和８年３月２日から施行する。

2　この要領の施行の際現に改正前の別記第１号様式，別記第５号様式および別記第７号様式の規定に基づき提出されている申請書および届出書は，改正後の別記第１号様式，第５号様式および別記第７号様式の規定に基づき提出された申請書および届出書とみなす。

附　則

この要領は，令和８年４月１日から施行する。

別紙　事業者が満たすべき基準について

日中一時支援事業実施要領（以下「要領」という。）第２条第２号で規定する事業の指定を受ける者が満たすべき基準は，次のとおりとする。

（事業者の要件）

第１条　要領第２条の規定により事業を実施する者（以下「事業者」という。）は，法人とする。

（サービス提供責任者の設置）

第２条　事業者は，当該事業のサービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）ごとに，次の要件のいずれかを満たすサービス提供責任者を１名以上，設置するものとする。

（１）社会福祉主事となる資格または社会福祉士，介護福祉士，保育士，医師，看護師，准看護師もしくは保健師のいずれかの資格を有する者

（２）社会福祉事業に２年以上従事した経験がある者

（３）社会福祉施設長認定講習会を修了した者

（従業者の員数）

第３条　事業者が当該事業のサービスを提供する際に置くべき従業者の員数は，次のとおりとする。ただし，サービス提供責任者は，従業者を兼務することができる。

（１）利用者の数が５までは，１以上

（２）利用者の数が５を超えるときは，１に，利用者の数が５を超えて５またはその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　日中一時支援事業実施要領第２条第２項の別紙「事業者が満たすべき基準について」第３条第２項に規定するものは，前項に規定する従業員の員数に関する要件を満たすとともに，次の各号に規定する基準に従って看護師を配置しているものとする。

(1) 利用者の数が５までは，１

(2) 利用者の数が５を超えるときは，１に，利用者の数が５を超えて５またはその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

（設備および備品等）

第４条　事業は，障害者等の日中活動の場を提供するものであるため，事業者は，サービスを提供する場合は，専用の居室を設けるほか，事業を実施するために必要な設備および備品等を備えなければならない。

2　前項に規定する居室は，利用者１人あたり８平方メートル以上の床面積を有し，使用する居室の数はその時従事している従業者の員数を超えてはならない。

3　居室等の利用者の用に供する設備は，利用者の保健衛生および防災に配慮がなされていなければならない。

（運営規程）

第５条　事業者は，事業所ごとに，次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかなければならない。

（１）事業の目的および運営の方針

（２）従業者の員数および職務の内容

（３）利用定員

（４）利用者から受領する費用の種類およびその額

（５）サービスの利用に当たっての留意事項

（６）緊急時等における対応方法

（７）非常災害対策

（８）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

（９）虐待の防止のための措置に関する事項

（10）利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の方法

（11）その他運営に関する重要事項

（医療機関との連携）

第６条　事業者は，事業所ごとに，利用者の健康状態について迅速に相談および診療を受けることができる医療機関を決めておかなければならず，またその医療機関の営業時間外にはサービスの提供を行うことはできないものとする。

（非常災害対策）

第７条　事業者は，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し，それらを従業者に周知するとともに，定期的に避難，救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2　前項の規定により講ずる非常災害に係る対策には，地域の特性に応じて，地震，津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

（衛生管理等）

第８条　事業者は，利用者の用に供する設備等について衛生的な管理に努め，または衛生上必要な措置を講じなければならない。